

地域資源活用支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 地域資源活用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)、補助金等の名称を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)及び地域資源活用支援事業実施要領(平成27年12月18日付け工第801号産業労働観光部長通知。以下「実施要領」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、事業名、目的、交付の対象である事業の内容、その他補助率及び交付の相手方は、次表のとおりとし、予算の範囲で交付する。

補助金の名称	交付の対象である事業の内容	補助限度額及び補助率	交付の相手方
地域資源活用支援事業費補助金	地域資源を活用した新たな商品又は役務の開発等を行う事業	1 補助限度額 2,000千円 2 補助率 1/2以内	認定事業者等

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする認定事業者等が、規則第4条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類	提出部数	提出期限
地域資源活用支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1 補助事業計画書 2 事業経費概算書 3 その他知事が必要と認める書類	様式第1 様式第2	1部	知事が別に定める期日

2 前記の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、地域資源活用支援事業費補助金変更申請書(様式第3)によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、地域資源活用支援事業に係る活動中止・廃止申請書(様式第4)によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに地域資源活用支援事業に係る活動遅延等報告書(様式第5)による報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「産業財産権」という。)を補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく地域資源活用支援事業に係る産業財産権届出書(様式第6)による届出書を知事に提出しなければならない。
- (5) 補助事業者は実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (6) 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、その内容を補助事業者に発表させることができるものとする。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次のいずれかに定める場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の変更となる事業の内容の変更をする場合
- (2) 実施要領別表の補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分を変更する場合

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事が別に定める期日現在における補助事業の遂行状況について、「地域資源活用支援事業活動状況報告書」(様式第7)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

提出すべき報告書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付様式	提出部数	提出期限
地域資源活用支援事業費補助金事業実績報告書	規則の別記様式第2	1 実績報告書 2 事業経費決算書 3 その他知事が必要と認める書類	様式第8 様式第9	1部	知事が別に定める期日

(補助金の請求)

第8条 補助事業者が規則第18条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
地域資源活用支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1 交付決定通知の写し 2 額の確定通知の写し 3 その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める期日

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(帳簿の備付等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、その台帳を設け、保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第12条 規則第24条第1項第2号及び第3号の規定による財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第24条第1項ただし書きの規定による財産処分の制限をする期間は、別表2に定めるところとする。

3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について規則第24条第1項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第10号)を知事に1部提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月18日から適用する。
- 2 この要領は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定のなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

この要領は、平成28年8月2日から施行し、平成28年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、附則第2項の改正は、平成31年3月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。

別表（第12条関係）

種類	品目	期間
機械装置	汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	7年
	上記以外のもの	4年
工具、器具及び備品	試験又は測定機器その他これらに類するもの	4年